

～市街化調整区域内の良好な集落地環境の維持と活性化に向けて～

「大谷周辺地区」「役場周辺地区」 地区計画説明会を開催します

美浦村では、少子高齢化や転出による人口の減少と、住民の生活・行動が村外へ依存する傾向が顕著となっています。このような状況の中で、美浦村の中央を横断する国道125号バイパスの延伸が具体化していることを機に、村では新たな交通結節点となる「大谷周辺地区」や、村役場や中央公民館等の公共施設が集積する「役場周辺地区」において、市街化調整区域における「地区計画制度」を活用し、住民の皆さまが将来にわたってより快適に住み続けられるよう、生活利便性の向上と住みよい環境づくりを推進する検討をしています。

◆ 「地区計画制度」

地区計画制度とは、住民の身近な生活空間である地区や街区を対象とする都市計画で、道路や公園等の公共施設の配置や建築物の建て方等に関するルールを定めることにより、地区を良好で秩序ある環境に整備・保全するための制度です。美浦村では面積の約90%を市街化調整区域(市街化を抑制する区域)が占めていますが、この制度を活用することにより市街化調整区域でも一定の建築が可能となり、良好で活力ある集落地としての環境づくりを進めることができます。

◆ 「地区計画」(案)の説明会

村では、このたび「大谷周辺地区」「役場周辺地区」地区計画における稲敷東部台都市計画(案)を作成するにあたり、次のとおり説明会を開催します。(各説明会の内容はすべて同じです。)

◇地権者等を対象とした説明会

11月14日(金)午後6時30分～
11月16日(日)午後1時30分～

◇区域周辺の方及び一般村民を対象とした説明会

11月19日(水)午後6時30分～
11月22日(土)午後1時30分～

◇説明会会場

4日間とも美浦村役場3階大会議室で開催します。

◇お問合せ先 役場都市建設課

☎885-0340(内) 222



《下水道に関する説明》

村では、「役場周辺地区」の地区計画推進にあわせて、区域内の公共下水道の整備を計画しています。この整備に伴う稲敷東部台都市計画下水道区域の変更(案)の説明については、上記の地区計画説明会とあわせて行います。

※下水道区域変更の都市計画の説明です。

工事を行うための説明会ではございません。

◇お問合わせ先 役場上下水道課(美浦水処理センター) ☎885-8899

住宅リフォーム助成

村では、住宅のリフォームを村内業者に委託する村内在住の方に対し、居住期間・工事内容等の条件を満たす場合は、その費用の一部を補助します。(必ず工事前申請してください)

◇補助金の額 補助対象リフォーム工事にかかった工事費(消費税別)の10%

*上限10万円。

◇対象工事 本年度中に完了する工事とし、工事箇所や内容等に条件があります。

◇問合せ 役場都市建設課